

地域と学校の連携で「子育て」を考える

第11回「次世代」育成推進フォーラム氷川町

11月4日、氷川町公民館において第11回「次世代」育成推進フォーラムが開催され、町内の教育関係者や保護者、地域住民の方々の参加がありました。

フォーラムでは、まず「次世代を担う子どもたちの発表」として宮原小学校4年生による演奏と合唱、氷川中学校選抜合唱隊による合唱が行われ、素晴らしい演奏と歌声が会場に響き渡りました。

講演では、宮城県石巻市立蛇田中学校校長であり、文部科学省コミュニティスクール推進CSマイスターとしても広く活動をされている今泉良正校長の講話があり、本町が進めているコミュニティ・スクールの推進に多くの示唆をいただく有意義な時間となりました。

また、今泉校長は石巻市在住であり東日本大震災も経験されていたことから、同じ被災地として復興に役立つと、映像や写真を交えてご自分の経験や体験談をお話いただきました。

その後は、復興支援派遣員として被害の大きかった益城町立益城中学校に5カ月間派遣された氷川中学校の矢鉾清一郎教諭からの報告があり、益城中で学んだことを氷川町の教育にも生かしていきたいと話されました。



▲講演頂いた今泉良正校長 ▲矢鉾清一郎教諭からの報告



▲宮原小学校(上)と氷川中学校(下)生徒による合唱

文化の祭典

第12回氷川町文化祭

11月5・6日、第12回氷川町文化祭が開催されました。

5日に氷川町文化センターで行われた芸能の部では、町内の保育園、小中学校や各種団体・個人が、吹奏楽・太鼓などの演奏、太極拳、ダンス、日舞、コーラスなどを披露しました。見事な演技に、会場からは大きな拍手が送られました。

また、竜北体育センターでは、2日間にわたり作品展示が行われ、さまざまな作品が会場にずらりと並びました。趣向を凝らした作品に訪れた人たちは、足を止め、じっくりと鑑賞していました。



地方公共団体の財政の健全化に関する法律

平成27年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担などに係る指標（健全化判断比率）と、公営企業ごとの資金不足率（資金不足比率）を議会に報告し、公表しなければなりません。

【健全化判断比率】

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	-%	-%	8.3%	20.1%
早期健全化基準	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	40.00%	35.00%	

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「-」と表示しています。

【資金不足比率】

特別会計の名称	資金不足比率
下水道事業特別会計	-%
宅地開発事業特別会計	-%

※資金不足額がないため、資金不足比率は「-」と表示しています。

氷川町の平成27年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率は次のとおりで、いずれの指標についても早期健全化基準、財政再生基準を下回り健全な状況といえます。

なお、公表する指標は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、⑤資金不足比率の5つです（①～④を総称して健全化判断比率と言います）。

【用語解説】
実質赤字比率

一般会計など（氷川町の場合）

合は一般会計と国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の実質収支額（歳入と歳出の差引）が赤字となった場合、標準財政規模（※①）に対する赤字の割合。家計に例えると、年収に占める年間の赤字の割合といえます。氷川町の一般会計などにおいて赤字は生じていないため、実質赤字比率は発生しません。

※①標準財政規模…自治体が通常の行政サービスを提供するために必要な経常的な一般財源をどの程度もっているのかを表す指標で地方税や普通交付税などを合算したものです。

連結実質赤字比率（全ての会計の実質赤字の比率）
町の全ての会計（実質赤字比率の会計に公営企業会計の下水道特別会計、宅地開発事業特別会計を加えたもの）の赤字額と黒字額を合算して赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字の割合。実質赤字比率と同様に氷川町の公営企業会計でも赤字（資金不足）は生じていませんので、連結実質赤字比率は発生しません。

実質公債費比率（公債費などの比重を示す比率）
町の一般会計の支出のうち、借入金（地方債）の返済額およびこれに準じる額（一部事務

組合への負担金、公営企業会計に対する繰出金のうち借入金の返済に充てたと認められる分など）の標準財政規模に対する割合で、3か年（25～27年度）の平均値。家計に例えると、年収に占める年間の借入金返済額の割合と言えます。

将来負担比率（借入金残高のほか将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率）
町の一般会計などが将来的に負担することになっている実質的な負債（借入金の返済など）にあたる額（将来負担額）の標準財政規模に対する割合。家計に例えると、負債の残高が年収の何年分に相当するかを示した割合と言えます。

この比率が高い場合、将来これらの負担額を支払う必要があることから、今後の財政を圧迫する可能性が高いことを意味します。

資金不足比率（公営企業ごとの資金不足額の比率）
公営企業会計における資金不足額（※②）の事業規模（※③）に対する割合。氷川町では、下水道事業特別会計、宅地開発事業特別会計が対象となりますが、いずれの会計においても資金不足額は生じていないため、資金不足比率は発生しません。

※②資金不足額

一般会計などの実質赤字に相当するものとして、公営企業ごとに算定した額。

※③事業規模
料金収入など主たる営業活動から生じる収益などに相当する額。

早期健全化基準
自治体の財政規模によりそれぞれ基準が設けられていますが、健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合「財政再生段階（従来の財政再生団体）」となり、財政再生計画を定めなければなりません。また、この計画については総務大臣の同意が必要となり、国が強く財政運営に関与することになりますので、一部を除き、地方債の発行ができなくなったり、税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しをせざるを得なくなったりします。

財政再生基準
自治体の財政規模によりそれぞれ基準が設けられていますが、健全化判断比率のいずれかが「早期健全化段階」となり、自主的な改善努力による財政健全化計画を定めなければなりません。

自治体の財政規模によりそれぞれ基準が設けられていますが、健全化判断比率のいずれかが「早期健全化段階」となり、自主的な改善努力による財政健全化計画を定めなければなりません。

【お問い合わせ先】

企画財政課 財政係
☎52・5850（直通）